

本補助金は、空港施設・車両からのCO2排出削減及び太陽光発電等の再エネ導入について、効率的な設備導入を行うとともに空港の脱炭素化推進のための課題解決を行い、他空港への横展開に資する先進的な事業（例は以下のとおり）に対して補助を行うことにより、空港脱炭素化の推進を図ることを目的としている。

- ・ 事業実施空港における脱炭素化推進の全体像が示され、全体像の中での位置付けや関連性が明確である事業
- ・ 事業実施空港全体のエネルギーマネジメントの効率化の観点を踏まえ、空港脱炭素化の取組を行う事業
- ・ 空港建築施設等の照明・空調設備の更新に合わせて、エネルギー消費の削減に資する技術等を導入し、CO2排出削減効果を高める事業 等

【対象事業】

(1) 太陽光発電等の再エネ導入に係る事業（以下に掲げるものに限る）

- ・ 空港内及び空港周辺の用地に設置し、一定量以上を当該空港の需要のために発電するもの
- ※ ただし、一定量以上とは7割以上とし、余剰の電気等についてFIT/FIP制度及び自己託送によらないこと。

(2) 空港車両のEV・FCV化に必要なインフラ設備導入に係る事業

(3) 空港建築施設の省エネ化に係る事業

- ※ 上記事業のうち、特に早期の効果発現が見込める事業などを優先採択するものとする。
- ※ 上記事業のうち、補助金の額が1百万円以上となる事業を対象とする。

【事業期間】

① 令和6年度末までに完了する事業

② 令和6年度から令和7年度までの2ヶ年事業※

※ 2ヶ年にまたがって事業を実施せざるを得ない外的要因又は特段の事由があると認められる場合に限る。

【対象経費】 ※以下の項目の経費

- (1) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の導入
- (2) 空港車両のEV・FCV化に伴って必要となるインフラ設備の導入
- (3) 空港ビル等の照明・空調設備の効率化
- (4) エネルギーの見える化

【補助率】

1/2以内

【補助額の上限】

上記【事業期間】に対して、補助額の上限は以下のとおり。

- ・ ①及び②における令和6年度事業分：約8億円
 - ・ ②における令和7年度事業分：約2億円
- ※ただし、②の場合、令和6年度にも補助額がある事業に限る。

【応募期間】

令和6年9月13日（金）～令和6年10月15日（火）

※ 内定通知は、令和6年11月下旬～12月上旬を予定。

【審査・評価の観点】

- ① 事業内容と補助事業の目的との整合性
- ② 事業の必要性・効果
- ③ 概算事業費及びその内訳の妥当性
- ④ 事業期間の妥当性
- ⑤ 事業の公共性・公益性
- ⑥ 地域連携・レジリエンス強化の取組の有無
- ⑦ 空港管理者等の関係者との合意形成

【事業計画の採択】

上記の観点に基づき国交省が事業計画を審査し、学識経験者等からの意見を聴取した上で、国交省が採択事業を決定する。その後、国交省より応募者に内定通知を行う。

【その他】

全体計画が3ヶ年以上の場合、3年目以降もわかるよう資料を作成。令和8年度以降は、本募集での審査の結果に関わらず改めて応募。



空港の脱炭素化推進のイメージ

(参考) 令和6年度における空港脱炭素化に係る支援内容

① 空港脱炭素化推進計画策定支援

各空港における脱炭素化に向けた目標や取組内容等をまとめた空港脱炭素化推進計画の策定に対して補助を行う。

- 補助対象空港 : 会社管理空港、特定地方管理空港、地方管理空港
- 補助対象事業者 : 空港管理者
- 補助率 : 1/2以内

今回の公募対象

② 設備導入支援等

空港の脱炭素化に向けて、空港関係者や脱炭素に関わる事業者等が、太陽光発電等の再エネ拠点化や空港車両のEV・FCV化、空港ビル照明・空調の効率化等を促進するために必要となる設備導入に対して補助を行う。また、庁舎等における太陽光発電の導入を推進する。

- 再エネ設備の導入
- EV・FCVのインフラ設備の導入
- 照明・空調の効率化等

- 補助対象空港 : 全ての空港
- 補助対象事業者 : 空港管理者、空港内事業者
その他民間事業者
- 補助率 : 1/2以内



太陽光発電設備



EV用コンセント



太陽光パネル付きLED照明



高効率型空調機

③ 実施計画策定支援、再エネ活用型GPU等導入支援

空港の脱炭素化に向けて、事業主体・採算性・空港関係者の連携強化等の検討を行い、各空港の特性に応じた具体的な計画の策定及び事業体制の構築を行う。 ※国費100%委託事業

駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給について、従来の航空機燃料を活用したAPUから空港の再エネ由来電力の活用が可能なGPU等への切替に対して補助を行う。

空港内専用の作業車両等について、ガソリン型からEV・FCV型への切替に対して補助を行う。

- 補助対象空港 : 全ての空港
- 補助対象事業者 : 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 補助率 : 1/2以内



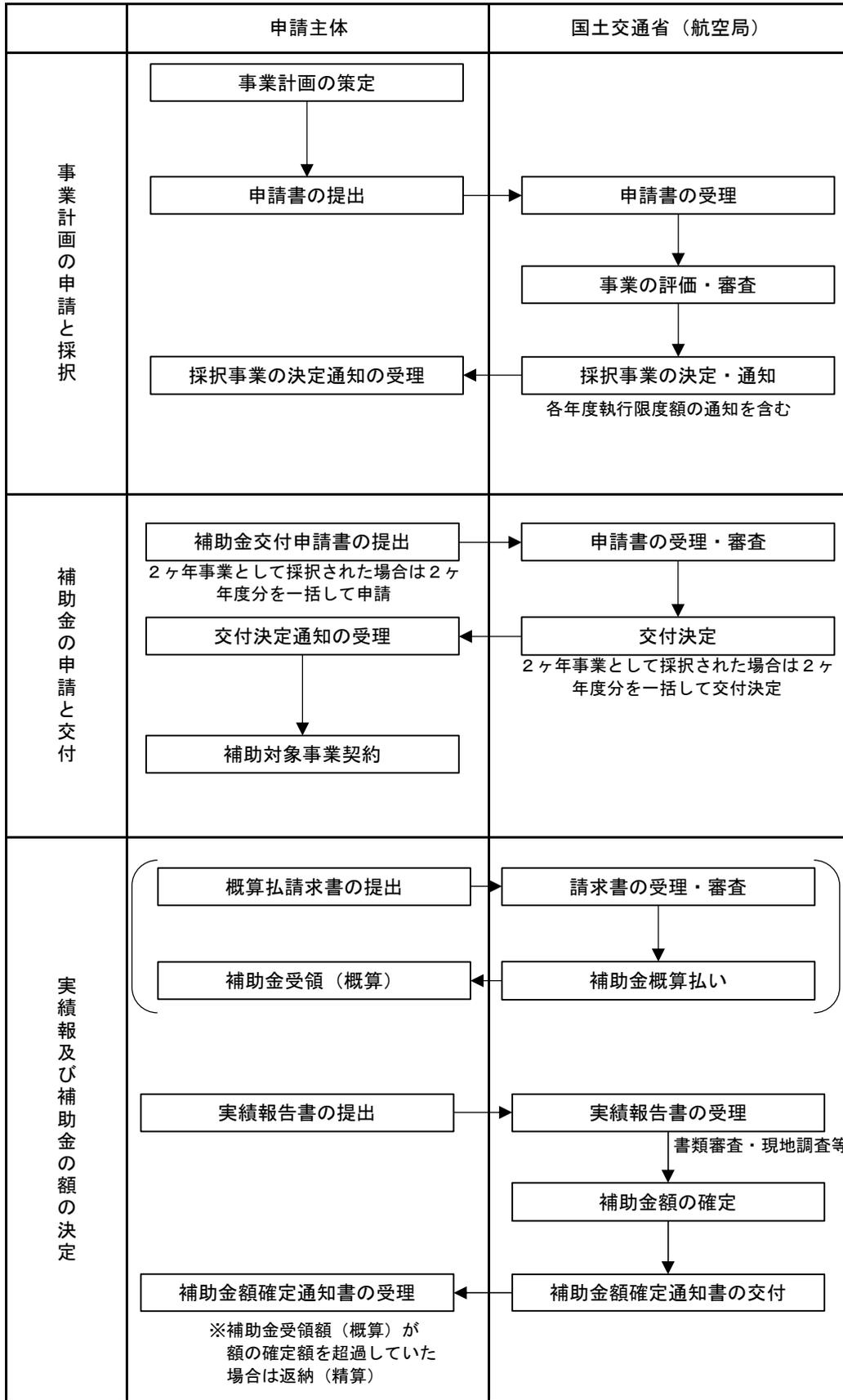
GPU利用の促進



空港の脱炭素化推進のイメージ

GPU : Ground Power Unit (地上動力装置)
EV : Electric Vehicle (電気自動車)
FCV : Fuel Cell Vehicle (燃料電池車)
BEMS : Building and Energy Management System (ビルエネルギー管理システム)

空港脱炭素化推進事業 実施フロー



国土交通省

令和6年度 空港脱炭素化推進事業費補助金

(空港分野に係る取組関係)

(3次公募)

【募集要領】

令和6年9月

航空局航空ネットワーク部空港計画課・空港技術課

〔目 次〕

1. 空港脱炭素化推進事業費補助金の趣旨・目的
2. 補助事業の概要
3. 補助対象経費
4. 補助率
5. 応募件数
6. 応募手続きの概要
7. 審査・評価について
8. 交付決定
9. 補助金の交付
10. 交付決定後の注意事項
11. 反社会的勢力との関係が判明した場合
12. その他

1. 空港脱炭素化推進事業費補助金（空港分野に係る取組関係）の趣旨・目的

本事業は、早期の空港脱炭素化を図ることを目的に空港施設・空港車両からの CO2 排出削減の取組及び太陽光発電等の再エネ導入について、効率的な設備導入を行うとともに空港の脱炭素化推進のための課題解決を行い、他空港への横展開に資する事業及び先進的な事業に対して補助を行うことにより、各空港における課題解決を行うことを目的とします。

他空港への横展開に資する事業

今後、各空港において応募事業の取組を実施する際の課題解決に資する成果・知見が得られる事業

先進的な事業

新しい技術や高機能・高効率な設備を導入することで、一般的な機能の設備を導入するよりも高い CO2 排出削減効果が望める事業や、空港脱炭素化に係る 1 つの取組のみの実施に留まらず、複数の取組を連携して行う事業

（補助対象事業の例）

- ・ 事業実施空港における脱炭素化推進の全体像が示され、全体像の中での位置付けや関連性が明確である事業
- ・ 事業実施空港全体のエネルギーマネジメントの効率化の観点を踏まえ、空港脱炭素化の取組を行う事業
- ・ 空港建築施設等の照明・空調設備の更新に合わせて、エネルギー消費の削減に資する技術等を導入し、CO2 排出削減効果を高める事業

※本補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、その対象となる事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用されます。

2. 補助事業の概要

2. 1 事業概要

本事業の対象は、以下に示す事業とします。空港施設・空港車両からの CO2 排出削減に資する設備や太陽光発電等の再エネ設備の効率的な導入を進めるために必要となる次の（1）～（3）のテーマに関する事業を公募します。

※いずれもリース費用は対象外です。

（1）太陽光発電等の再エネ導入に係る事業（以下に掲げるものに限る）

- ・ 空港内及び空港周辺の用地に設置し、一定量以上を当該空港の需要のために発電するもの
※ただし、一定量以上とは 7 割以上とし、余剰の電気等について FIT/FIP 制度及び自己託送によらないこと。

(2) 空港車両のEV・FCV化に必要なインフラ設備導入に係る事業

※車両導入に係る費用は補助対象外。

(3) 空港建築施設の省エネ化に係る事業

※上記事業のうち、特に早期の効果発現が見込める事業などを優先採択するものとする。

上記事業のうち、補助金の額が1百万円以上となる事業を対象とする。

2. 2 補助対象事業者

本補助金の補助対象事業者は、以下の事業者（JV等を含む）とします。

なお、応募後にJV等により補助対象者となる事業者の設立を予定している場合、出資を予定している者の連名で応募してください。

・対象空港における空港管理者、空港内事業者その他民間事業者※

※空港施設・空港車両を所有、管理もしくは運営を行う者

上記と連携して空港脱炭素化の取組を行い、本事業の実施主体となる者

対象空港及びその周辺の用地において再エネ導入を行う者 等

・対象空港：国管理空港等、会社管理空港、地方管理空港等、コンセッション空港、その他の空港

※1 「国管理空港等」とは、空港法（昭和31年法律第80号）第15条第1項に規定する国管理空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）附則第3条第1項に規定する特定地方管理空港（以下、単に「特定地方管理空港」という。）を除く。）及び空港法附則第2条第1項に規定する共用空港をいう。

※2 「会社管理空港」とは、空港法第4条第1項に規定する成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港をいう。

※3 「地方管理空港等」とは、空港法第5条第1項に規定する地方管理空港及び特定地方管理空港をいう。

※4 「コンセッション空港」とは、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）第2条第5項に規定する国管理空港特定運営事業、同条第6項に規定する地方管理空港特定運営事業若しくは同法附則第3条に規定する共用空港特定運営事業が実施されている空港又は同法附則第14条第1項の特定地方管理空港の運営等が実施されている空港をいう。

※5 「その他の空港」とは、調布飛行場、名古屋飛行場、但馬飛行場、岡南飛行場、天草飛行場、大分県央飛行場、八尾空港をいう。

2. 3 事業期間

令和6年度末までに完了する事業及び令和6年度から開始し令和7年度末までに完了する事業（令和6年度にも補助額が発生する2ヶ年事業）が対象となります。ただし、2ヶ年事業は、令和6年度末までには事業を完了できず2ヶ年にまたがって事業を実施せざるを得ない外的要因又は特段の事由があると認められる場合に限り、採択されます。

なお、令和8年度以降は本募集の対象外です。

3. 補助対象経費

本補助事業の補助対象経費（以下「対象経費」という。）は、以下の a から c の条件をすべて満たす、以下の（１）～（４）の項目の経費とします。

- a. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- b. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
- c. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

・ 空港脱炭素化推進事業費補助金の補助事業項目

- （１）太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の導入
- （２）空港車両の EV・FCV 化に伴って必要となるインフラ設備の導入
- （３）空港ビル等の照明・空調設備の効率化
- （４）エネルギーの見える化

※補助事業項目の詳細については、補助金交付要綱別表第1を参照のこと。

注1 補助事業項目の実施にあたっては、各適用法令やガイドライン等に準拠していること。

注2 事業計画作成にあたっては、必要に応じて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）等を遵守するとともに、みんなが使いやすい航空旅客施設計画資料（平成30年10月 国土交通省航空局）を参考としてください。

4. 補助率

補助対象経費に1/2を乗じて得た額以内の額。

※本補助金の交付は、予算の範囲内で行うものであるため、補助率1/2とならない場合があります（令和6年度補助額に限らず、2ヶ年事業における令和7年度補助額についても補助率1/2とならない場合があります。）。

5. 応募件数

応募は、事業者ごとに、1空港につき事業計画書の提出は1件とします。

※同一の事業者が同一空港において、3. 補助対象経費に示す補助事業項目を複数実施する場合、6. 応募手続きの概要の(4)提出書類に示す①事業計画書表紙に、各補助事業項目に係る②～⑥の資料を添えて1件として提出してください。

同一の事業者が複数の空港において実施する場合、空港毎に事業計画書を提出してください（例えば、2空港で実施する場合は事業計画書を2つ、3空港で実施する場合は事業計画書を3つ提出してください）。

複数の事業者が同一空港において事業を実施する場合、事業者ごとに各事業に関する事業計画書を提出してください。

6. 応募手続きの概要

(1) 応募期間

令和6年9月13日（金）～ 令和6年10月15日（火）17時[必着]

※内定通知の時期は令和6年11月下旬から12月上旬を予定。

(2) 提出先（お問い合わせ先）

航空局航空ネットワーク部空港技術課（担当：大竹、土岐）

空港計画課（担当：市野、笠野、小谷）

Eメール：空港技術課 ootake-h10w4★mlit.go.jp

toki-s2i2★mlit.go.jp

空港計画課 ichino-t2cz★mlit.go.jp

kasano-m10nn★mlit.go.jp

odani-k2pu★mlit.go.jp

（★を@に変えて送信してください）

(3) 提出方法

（4）で示す資料について、電子データを提出ください。

書類等の提出は、基本Eメールといたします。

メール件名は、以下のとおりとしてください。

・【応募者名】空港脱炭素化推進事業費補助金（3次公募）応募書類一式

※容量等の問題でEメールでの提出が不可能な場合は、期限に余裕を持って当局にご相談願います。別途対応についてご案内します。相談メール送付時も、提出時と同様の上記のメール件名としてください。

(4) 必要書類と提出ファイル

本補助事業の応募の際に必要な書類は以下のとおりです。

全体計画が複数年度にわたることを想定している場合、全体計画がわかるよう資料を作成してください。全体計画が3ヶ年以上にわたる場合、当該計画の3年目以降は本募集の対象外ですが、3年目以降もわかるよう資料を作成してください。

なお、令和8年度以降は、令和8年度以降の予算の状況によるため、本募集での審査の結果に関わらず改めて応募していただくこととなります。

■提出書類の内容

① 事業計画書表紙（事業計画書申請書 様式）

・申請書について、代表者名等の必要事項について記載してください。

・押印は不要です。

・代表者名には、応募団体の代表者（代表取締役、〇〇所長等）の氏名を役職とともに記載くださ

い。

② 事業計画（別紙 1 参照）

・事業名、目的、概要、効果、期間、事業費等の全項目について記載して下さい。

③ 工程表（様式任意、用紙サイズ A4）

・事業期間を示す工程表を作成して下さい。

④ 見積書（様式自由）

- ・事業費（税抜き）の内訳が確認できる算出資料として、複数者からの見積書を提出ください。
- ・各見積書の表紙右上に、「見積書①」、「見積書②」等の通し番号を記載ください。
- ・補助対象経費以外の経費が含まれる場合は、赤線などで補助対象経費の項目がわかるよう示してください。
- ・複数の事業者からの見積書を用意することが難しい場合は、経費が妥当であると客観的に認められる資料（メーカーカタログ等）をご用意ください。（赤線などで該当する部分がわかるよう示してください）
- ・海外メーカーの見積書は、日本語で作成したのもも提出してください。また、日本円以外の金額から日本円に換算した場合には、使用した換算レートを示してください。
の比較表をご用意ください。

⑤ 見積書比較表（別紙 4 参照）

- ・見積書比較表を作成ください。
- ・補助対象項目（対象設備）を複数実施する事業については、項目毎に費用総額、補助対象経費、補助金額を記入下さい。また、2ヶ年事業として応募する場合は、令和6年度と令和7年度のそれぞれの補助対象経費額及び補助金額を必ず記載して下さい。（令和6年度の補助額が0円となる事業は認められません）
- ・別紙4は要求される費用総額について、妥当性を確認する資料でもあります。そのため、事業費の合計欄には費用総額と基本的に同一（端数処理での差分をのぞく）の金額が記載されることとなります。
- ・相応の理由より複数見積もりを取らない場合も、別紙4については必須書類となります。事業費欄に採用予定の経費をまとめたものを提出ください。あわせて、複数見積もりが準備できない理由書（様式自由）を別紙4に添付ください。

⑥ 事業計画の概要資料（別紙 3、別紙 2、5 参照）

- ・事業計画の概要資料を作成してください。
- ・補助対象項目（対象設備）を複数実施する事業については、項目毎に事業計画の概要資料を作成してください。
- ・別紙2、別紙5（Excel）の作成に当たっては、「入力データ」のシートをご活用ください。

⑦ その他事業計画を審査する上で参考となる書類

- ・その他審査する上で参考となる書類があればご提出ください。無い場合は提出せずとも問題ないです。
- ・補助対象設備の概要が分かる資料（商品パンフレット、カタログ等）、その他設計書や図面等
- ・補助事業実施箇所の現況がわかる写真（様式任意）

- ・応募者における脱炭素化の取組状況や今後の計画がわかる資料（様式任意）

■提出時のファイルのまとめ方

【1】①②③⑤⑥について、1ファイルのPDFにまとめたものを以下ファイル名称で提出ください。

「01_応募者名_空港名_応募資料一式」

※ページ数の多い④、⑦は【1】でまとめる対象とはならない点に留意

【2】②の元データ（別紙1）について、Wordファイルを以下ファイル名称で提出ください。

「02_応募者名_空港名_別紙1（事業計画）」

【3】⑥の元データ（別紙3、別紙2、5）について、PowerPointファイルとExcelファイルを、それぞれ以下ファイル名称で提出ください。

「03_応募者名_空港名_別紙2、別紙5（補助対象経費内訳等）」

「04_応募者名_空港名_別紙3（事業計画の概要ポンチ絵）」

【4】④について、1ファイルのPDFにまとめたものを以下ファイル名称で提出ください。

「05_応募者名_空港名_見積書」

【5】⑦について、1ファイルのPDFにまとめたものを以下ファイル名称で提出ください。

「06_応募者名_空港名_その他資料」

(5) その他

- ・提出された書類等は返却いたしません。

7. 審査・評価について

(1) 応募された事業の審査・評価

募集期間中に応募のあった事業について、以下の観点から審査・評価します。審査・評価の過程で、内容に不明確な部分がある場合等は応募者に対して、必要に応じ追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。なお、審査の結果、評価が一定の基準に満たない事業は採択されません。

■審査・評価の観点

- ・ 事業内容と補助事業の目的との整合性
- ・ 事業の必要性・効果
- ・ 概算事業費及びその内訳の妥当性
- ・ 事業期間の妥当性
- ・ 事業の公共性・公益性
- ・ 事業実施に際して地域連携・レジリエンス強化の取組の有無
- ・ 空港脱炭素化推進計画における記載の有無
- ・ 空港管理者等の関係者との合意形成※

※空港管理者等の関係者に対して事業内容を説明し合意を得た上で応募すること。

関係者の合意が得られていない事業は採択されません。

応募事業の補助金の要望額の合計が予算額を上回る場合には、上記項目の内容を勘案して優先順位をつけた上で、各事業の交付予定額を決定致します。その際、特に以下に該当する事業をより優先度の高い事業として評価します。

- ・ 事業内容と補助事業の目的との整合性

- 「1. 空港脱炭素化推進事業費補助金（空港分野に係る取組関係）の趣旨・目的」に示した（他空港への横展開に資する事業及び先進的な事業の例）に該当すると認められる事業

- ・ 空港管理者等の関係者との合意形成

- 事業実施空港の空港管理者が空港脱炭素化推進計画の作成・変更に向けて検討を開始しており、今後作成・変更される推進計画において本応募事業が空港脱炭素化推進事業の1つとして位置付けられる見込みがある旨空港管理者の合意が得られている事業

- ・ 事業期間の妥当性

- 早期の効果発現が見込める事業

なお、事業が採択されたとしても、要望通りの補助額を交付することができない場合もございますので、予めご承知おきください。

（2）事業計画の採択

（1）に示す審査・評価の観点に基づき国土交通省が事業計画を審査し、学識経験者等からの意見を聴取した上で、国土交通省が採択事業を決定します。その後、国土交通省より応募者に対し審査の結果を通知（内定通知）いたします。

8. 交付決定

内定通知後、補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご留意ください。

- ・ 補助金交付申請書等、所定の様式は、補助交付申請者へ改めて通知いたします。
- ・ 2ヶ年事業として採択された場合、初年度に2ヶ年度分まとめて手続きを行っていただきます。
- ・ 補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額[※]を原則、減額して記載するものとします。
- ・ なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっては、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

[※] 「消費税等仕入控除税額」とは、補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際

の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

9. 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、1か月を経過した日又は補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに完了実績をご提出いただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算となります。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書を提出していただきます。

また、空港脱炭素化推進事業費補助金は、会計法（昭和22年3月法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年4月勅令第165号）第58条に基づく概算払いをすることができます。補助金の交付までには、完了実績報告書の提出後2か月程度かかります。

- ・補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- ・なお、虚偽の申請が発覚した場合は、採択後であっても該当補助金の交付を取り消す場合があります。
- ・完了実績報告書提出時には、完成図書、契約書や請求書等による実際に要した経費が分かる資料等の添付が必要となります。

10. 交付決定後の注意事項

(1) 補助対象事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の内容若しくは配分を変更しようとする場合等には、事前に大臣の承認を受けなければなりません。また、交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければなりません。

なお、本事業の経費の内容について軽微な変更をしようとする場合は、大臣の事前承認は必要ありませんが、担当との調整が必要となります。

※軽微な変更の詳細な事項については補助金交付要綱別表第2を参照のこと。

(2) 状況報告

補助事業期間中において、大臣の要求があった場合には、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければなりません。

(3) 補助事業に関する書類の管理等

補助事業に関する書類については、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

(4) 取得財産の管理等

補助事業において取得した財産については善良なる管理者の注意をもって取得財産管理台帳を備え、適切に管理していただきます。取得財産については、事業完了後も一定期間において、その処分等につき大臣の承認を受けなければなりません。当該期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行ってはなりません。なお、承認後に処分等を行い、収入があったときには、補助金の一部を返納させることがあります。

(5) 補助金成果検査

本事業終了後、国土交通省は次に掲げるとおり補助金成果検査を行います。

- ① 報告書等の書類の審査を行います。
- ② 必要に応じて現地調査等により補助対象事業者等に報告を求めることがあります。
- ③ 検査職員等がその補助対象事業を実施した場所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することがあります。

また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

(6) CO2 排出削減量の把握

本事業終了後、CO2 排出削減量を把握し、当局の求めに応じて、情報を提供するようにしてください。

1 1. 反社会的勢力との関係が判明した場合

(1) 補助申請者は、反社会的勢力との関係がないことを誓約いただいたものとします。

反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

- ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等 ⑥社会運動等標ぼうゴロ ⑦特殊知能暴力集団等
- ⑧①～⑦に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

(イ) ①～⑧に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

(ロ) ①～⑧に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。

(ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって①～⑧も掲げる者を利用したと認められること。

(ニ) ①～⑧に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

(ホ) その他①～⑧に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(2) 応募者（代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、

取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。))
について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取り消します。

(3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2)と同様の取扱とします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて国土交通省の信用を棄損し、又は国土交通省の業務を妨害する行為
- ⑤ その他①～④に準ずる行為

12. その他

(1) 個人情報の管理

本補助対象事業への応募に係る提出書類等により取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。

- ・ 本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため
- ・ 採択後の事務連絡、資料送付等のため

(2) 政治資金規正法

政治資金規正法第22条の3第1項の規定により、国から一定の補助金等(ただし、試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄付制限の例外として除かれています)の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることが出来ないこととされています。

「空港脱炭素化推進事業費補助金」は、上記の寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に該当します。

○政治資金規正法(昭和23年法律第194号)(抄)

(寄附の質的制限)

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法(平成六年法律第五号)第三条第一項の規定による政党交付金(同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。)を除く。第四項において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2～6 (略)

(3) 空港における CO2 削減に関する検討会等への情報提供の協力

本補助金の交付を受けた事業について、国土交通省航空局が開催する「空港における CO2 削減に関する検討会」及び「空港の脱炭素化に向けた官民連携プラットフォーム」等において情報提供を行うことが考えられるため、情報提供にご協力いただくことを予めご了承ください。